

小値賀町議会第一回臨時会は、平成十八年三月三十日午前十時零分、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 助 | 収 | 教 | 総 | 住 |
| 長 | 役 | 入 | 育 | 務 | 民 |
| | 長 | 長 | 長 | 課 | 課 |
| 山 | 三 | 神 | 巖 | 大 | 谷 |
| 田 | 浦 | 川 | 黒 | | |
| 憲 | 清 | 充 | 泰 | 良 | |
| 道 | 敏 | 也 | 三 | 一 | |

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

| | | |
|----|-----|----|
| 局長 | 事務局 | 議事 |
| 松升 | 水 | 永 |
| 清裕 | 美 | |

五、議事日程

小値賀町議会第一回臨時会

平成十八年三月三十日（木曜日）

午前十時零分

開会

- 第一 会議録署名議員指名（末永一朗議員・松永勇治議員）
- 第二 会期決定
- 第三 議案第三九号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

午前十時零分開会

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十八年小値賀町議会第一回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、五番・末永一朗議員、六番・松永勇治議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

しばらく休憩します。

| | |
|---|---|
| — | — |
| 再 | 休 |
| 開 | 憩 |
| — | — |
| 午 | 午 |
| 前 | 前 |
| — | — |
| 十 | 十 |
| 時 | 時 |
| — | — |
| 五 | 一 |
| 十 | 分 |
| 七 | — |
| 分 | — |
| — | — |

議長（近藤一輝） 再開します。

日程第三、議案第三九号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三） 議案第三九号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

昨年、人事院は平成十八年度から公務員給与構造の改革を勧告し、それにより国は民間企業における賃金体系の改革の動向等を踏まえ、年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた俸給表の改革、俸給表水準の引き下げ及び地域手当の新設による地域間配分の見直し、また、勤務実績をよりの確に反映しうる諸制度の整備などを柱に、民間との均衡を図る趣旨から給与構造改革を実施するよう要請がされ、本町においても人事院勧告に対する国及び県の取り扱いの状況等に鑑み、給与制度の改正を行うものであります。

今回の改正につきましては、一つ目に、年功的な給与上昇を抑制するため給料表の水準を全体として、平均四・八%引き下げております。

また、若手の係員層については引き下げを行わず、中高年齢層について七%程度引き下げることにより、給与カーブのフラット化を図っております。

二つ目に、級構成の見直しを行い、現行の一級・二級及びに四級・五級をそれぞれ統合し、八級制から六級制に改めるものであります。

三つ目に、現行の一号給を四分割し、一号給当たりの昇給額を小幅にしております。

四つ目は、各級の最高号給の設定と枠外昇給制度の廃止でございます。

それでは、改正案の内容につきまして順次ご説明いたします。

第四条第五項は、昇給制度の改定により職員の昇給は職員の勤務成績に応じて行うものとしております

第四条第六項は、職員を昇給させる場合の号給等の基準を謳っております。

第四条第七項は、五十五歳昇給停止措置がとられてきたものを、中高年齢層の給与上昇が抑制されることから、昇給停止の緩和に伴い、五十五歳昇給抑制措置を定めております。

第四条第八項は、年功的な給与制度を見直し、各職務の級における職務・職責の違いを明確にするため、現行の最高号給を越えた枠外昇給制度を廃止し、職務の級における最高の号給を越えて昇給させないとしております。

第四条第九項は、職員の昇給は、予算の範囲内としております。

第四条第十項は、各項で規定するもののほか、職員の昇給に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。次に、第十八条第二項中、「百分の七十五」を「百分の七十二・五」に改め、十八年度六月期及び十二月期の勤勉手当が均等になるように配分しております。

また、給料表の見直しにより別表第一及び別表第二を改めるものでございます。

附則第一項は、この改正条項の施行日を、平成十八年四月一日から施行すると定めております。

附則第二項は、平成十八年四月一日における切替日における職務の級の切り替え等についての定めてございます。

附則第三項は、号給の切り替えについて定めております。

附則第四項は、切替日前の異動者の号給等の調整の定めてございます。

附則第五項は、職員が受けていた号給等の基礎を定めております。

附則第六項から九項は、給料の切り替えに伴い、必要な経過措置を規定したものであります。

附則第十項は、規則への委任を定めております。

以上で、改正案の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これ提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三九号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三九号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。
これで、平成十八年小値賀町議会第一回臨時会を閉会します。

― 午前 十一時 四分 閉会 ―